

亘理町地域防災計画（案）に対する意見公募（パブリックコメント）の結果について

実施期間：平成 25 年 11 月 5 日 から 平成 25 年 11 月 26 日

提案件数：19 件

No.	ご意見の内容（要旨）	町の考え方
1	<p>第1編 地震対策編 第3章 災害応急対策 第3節 防災活動体制(P3-16)</p> <p>第2編 津波対策編 第3章 災害応急対策 第3節 防災活動体制(P3-19)</p> <p>第3編 風水害対策編 第3章 災害応急対策 第5節 防災活動体制(P3-23)</p> <p>非常備体制の基準・内容等において 配備体制の「2 ○○が必要と認めたとき」について、1号配備も2号配備も3号配備と同様に町長の方が良いと思う。</p>	<p>配備体制については、1号配備、2号配備、3号配備と災害の規模や状況に応じて段階的に参集内容を強化して対応しております。</p> <p>しかし、台風による大雨など早期の対応が必要な場合においては、町長の判断において3号配備により降雨前より事前対応を取るようにしております。また、1号配備、2号配備であっても町長も参集し、災害状況を把握し、必要であれば3号配備に移行するような備えとなっております。</p>
2	<p>第1編 地震対策編 第2章 災害予防対策 第14節 情報通信網の整備(P2-40)</p> <p>第2編 津波対策編 第2章 災害予防対策 第14節 情報通信網の整備(P2-50)</p> <p>第3編 風水害対策編 第2章 災害予防対策 第10節 情報通信網の整備(P2-29)</p> <p>災害対策本部と支所や避難所等と直接通信できる無線も整備した方が良いと思う。</p>	<p>防災無線には、同報系（外部スピーカー型）と移動系（携帯無線型）の2種類があります。移動系の無線については、持ち運びが可能となっており、東日本大震災時にも避難所等に配備して直接の連絡に活用しております。</p>

3	<p>全般について、地震対策編、津波対策編、風水害対策編の3編構成となっているが、構成及び記載内容は殆ど同じである。3編構成の意図がわからない。</p>	<p>従来までは、震災対策編と風水害対策編としておりましたが、東日本大震災において津波により甚大な被害を受けたことから、津波対策編を新設いたしました。災害の種別により計画書を基に行動ができることを目的に3編構成にしております。</p>
4	<p>地震対策編第2章第6節について、亘理町は他の町村に比べ放置された廃屋が多いように思うが、災害時の崩壊による避難路の閉鎖や火災などの危険性があると思われます。それらについての対応も記述してはどうか。</p>	<p>防災上の問題だけではなく、防犯や環境美化の観点からも空き家対策の重要性を認識しております。現在も各行政区からの相談を受け、町から建物の所有者に対し適正管理をお願いしております。今後も、適切に対応したいと考えております。</p>
5	<p>地震対策編第2章第6節について、通学路のブロック塀等の安全対策において「…安全管理の徹底を図る。」とあるが、未だに震災で傷ついたままのブロック塀等が各所に放置されています。誰が、いつ、どの様に安全管理を行うのか具体的に記述してはどうか。</p>	<p>町では県の協力のもと、震災前と後にスクールゾーン(学校から半径500m以内)の点検を実施しております。今後、通学路のブロックについて、県と協議しながら検討したいと考えております。</p>
6	<p>地震対策編第2章第12節について、目的に「…民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるように努める。」とあるが、善意で活動しているボランティアを受け入れるかを明らかにするのが目的ではないか。後段での「一方、町及び防災機関は、…」が、記述すべき目的だと思います。</p>	<p>ご意見のように、ボランティアを受け入れ側面から支援していくという内容で記載します。</p>
7	<p>「地震対策編第2章第12節」について、被災建築物応急危険度判定に関して「…町は、こうした判定作業にボランティアに従事する建築等を判定士として養成し、登録するとともに、…」という記述があるが、判定士の講習及び認定は県が行っている業務だと思いますが、亘理町が独自に育成、登録を行っているのか。</p>	<p>ご指摘のとおり判定士の養成や登録については、県が行っている業務となりますので、この記述については削除させていただきます。</p>

8	地震対策編第2章第9節第2の2(1)イ、ロ、ハに加えて、毎年防災訓練が行われている6月12日についても、その意味と、位置づけを記載した方が良いと思う。	防災訓練の目的や内容等につきましては、地震対策編第2章第10節第1、第2に記載のとおりです。また、防災知識の普及につきましては、地震対策編第2章第9節第2の2に記載のとおりでございます。なお、訓練日について、6月12日となっておりますが、現在、住民の皆様が参加しやすい6月の日曜日に総合防災訓練の日程を設定しておりますので、実施日については6月中に訂正させていただきます。
9	地震対策編第2章14節第2 フローチャートの中で、携帯電話の記載は1か所しかないが、実際の災害時には有線電話と同等あるいはそれ以上に有効な連絡手段になると思われるので、そのような表現にした方が良いと思う。	地震対策編第2章14節第2 フローチャートの中では、携帯電話の記載は内部での通信手段として1か所のみ記載ですが、フローチャート後の文章において、それぞれの通信手段を記載しております。災害時には、このようなあらゆる通信手段を駆使して情報連絡を取るようにしたいと考えております。
10	地震対策編第2章第21節第2及び同第22節第2の避難所一覧の表の荒浜中学校及び長瀬小学校は現在建設中で、収容人員の記載に疑問がある。津波対策編と同様な記載してはどうか。	地震災害のみで津波災害がない場合については、荒浜中学校と長瀬小学校も避難所として利用することがありますが、津波災害がある場合については荒浜中学校と長瀬小学校は避難所となり得ないことから津波対策編からは除いております。
11	地震対策編第2章第22節第7の1の(1)に、コミュニティFMの記載がみられるが、この存続は保証されているのか。また、災害FMラジオとして発災後の立ち上げられる局なら、警報等の伝達手段に入れるのはおかしいのではないか。	平成26年度までは臨時災害放送で運営し、その後については災害時の伝達手段として活用できるようコミュニティFM化を検討しております。
12	地震対策編第3章第1節第4の1(1)イ(二)にある「各部長」の意味がわからない。町の組織は部制ではないので、何かの委員会の中の役職かわかるように表現した方が良い。	地域防災計画においては、災害対策本部の組織体制として記載しておりますのでご理解願います。
13	津波対策編第2章第22節第2の4 避難所一覧の表中、亘理中学校の収容地域に、吉田東部を加えてはどうか。津波避難計画と整合性を考えるべきではないか。	ご指摘のとおり、津波避難計画と整合性をとった内容に訂正いたします。

14	地震対策編第2章第22節第6の1 「むやみに移動を開始しない」という原則は、津波浸水予想地域には当てはまらない「ただし、津波浸水予想地域では「速やかに浸水予想地域の外へ移動する」ことを併記してはどうか。	津波対策編第2章第22節第6の1に津波浸水予想地域においては速やかに浸水予想地域の外に移動することを併記いたします。
15	津波対策編3章9節第3 1の(2) 津波による火災が発生するような場合、消火活動をする者の生命を第一に考えて、「初期消火」はせずに、「避難行動」をとるべきである。まして、「延焼拡大防止」などは津波の危険がなくなっからのもとなるので、この項はそのように書き換えた方がいいと思う。また、同様に、消防団の活動2の(2)の表現も、津波浸水予想地域の中か、外かを考慮したものに改めるべきと考える。	災害時において2次災害の危険がある場合は、消火活動をする者の生命を第一に考えることが基本であり、消防団員の安全管理マニュアルにもそのように記載をしております。このため、ご指摘のとおり、津波災害については浸水予想地域内における消火活動は安全を確保したうえで行うような記載といたします。
16	「防災教室」の際に、「地域防災計画」と「津波避難計画」とは独立なもので、関係がないような説明でしたが、津波避難計画は防災計画の「津波対策編第2章第21節第11津波避難計画の作成」に基づいての作成、周知されるのが自然で、両計画の整合性も大切なことと思います。	「地域防災計画」と「津波避難計画」についてはご指摘のとおりでございますし、両計画は整合性を取って策定しております。
17	地域防災計画(案)の中に「資料編」が所々で参照されていますが、資料編の公開はしないのでしょうか。	資料編についても、地震対策編、津波対策編、風水害対策編と合わせて公開いたします。
18	防災計画(案)は総論でどこにでもあてはまるもので、亶理町ならでは無いように思います。	亶理町地域防災計画は、町全体の基本計画として位置付けており、国の防災基本計画及び宮城県地域防災計画と整合を取る必要があります。しかし、町民の安全安心と地域の特性を考慮し、各種団体や関係機関と協議を重ね地域防災計画とは別に津波避難計画や避難所開設・運営マニュアル等を作成しております。
19	計画内の誤字脱字の指摘	すべて訂正いたします。